青少年ネット規制法と表現の自由

大島義則 慶應義塾大学大学院 法務研究科法務専攻修了

目 次

1	はじめに	03
2	青少年ネット規制法の概要	04
2	2-1 青少年規制法の実施する青少年保護政策の諸相	04
2	2-2 法的規制の中核:フィルタリングサービスの提供義務等	04
2	2 - 3 立法方針	06
3	青少年ネット規制法は表現の自由を侵害しないか?	06
3	3-1 有害情報の基準の明確性	06
3	3-2 子どもの情報受領権・収集権の保護の程度	09
3	3-3 「やむにやまれぬほど重大な公益」の有無	10
	(1) 立法目的の個別・具体的認定	10
	(2) レッシグ教授の四つの規制要素論	11
	(3) ハーバーマス教授の市民的公共圏論	12
3	3-4 手段の必要不可欠性	13
3	3-5 手段の必要最小限度性多元的手段の投入可能性	14
4	青少年ネット規制法の未来	16
5	結論	18
参考	≶文献	18
参考論文		19
参考	等サイト	19

1 はじめに

2008 年 6 月 11 日、参議院において青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下、「青少年ネット規制法」という)が可決・成立した。青少年ネット規制法 1 条によれば、「この法律は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする」ものである。このような目的を達成するために、青少年ネット規制法は、携帯電話事業者やインターネット接続役務提供事業者等に青少年有害情報フィルタリングソフトウェアサービスの提供義務を課す等の各種規制を行っている 1 。2007 年 9 月の内閣府調査によれば、インターネット上の有害情報の規制について「規制すべきである」「どちらかといえば規制すべきである」との回答があわせて 90.9%となっており、世論も規制容認論に傾いているようである(図 1 参照)。

わから 規制すべきでない 規制すべきである(小計)90.9 ない (小計) 4.5 どちらかといえば 規制すべきである どちらかとい 規制す 規制すべきである えば規制すべ べきで きでない ない (該当者数) 数(1,767人) 68. 7 22. 2 4.6 3.1 1.4 10 0 20 30 40 50 60 70 80 90 100 (%)

図1 インターネット上の有害情報の規制について2

一方で、青少年ネット規制法は表現の自由を保障する憲法 21 条に違反する違憲なものではないかとの疑念が各種団体 3 から提示されていた。実際、米国では、1997 年にインターネットの有害情報を一律に禁止した通信品位保持法(Communication Decency Act—CDA)の「品位に欠ける通信(indecent transmission)」及び「明らかに不快な表示(patently

-

¹ 青少年ネット規制法に先駆けて、条例レベルでは広島市で「青少年と電子メディアとの 健全な関係づくりに関する条例」が制定されている。同条例は、18歳未満の青少年が携帯 電話やインターネットカフェのパソコンを利用する際には、フィルタリングを義務づける こと等を内容としている(条例 10 条 2 項、3 項)。

² 出典:内閣府政府広報室「「有害情報に関する特別世論調査」の概要」 (http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/h19/h19-yugai.pdf)。

³ 例えば、ディー・エヌ・エー、ネットスター、マイクロソフト、ヤフー、楽天のインターネット関連 5 社は、共同で青少年保護のためのインターネット規制法案に反対する意見書を発表している(http://pr.yahoo.co.jp/release/2008/0609a.html)。

offensive display)」という規定が、表現の自由(修正1条)を侵害するとして、連邦最高 裁判所で違憲判決を受けている⁴⁵。日本でも青少年ネット規制法に関連する訴訟が起きる 可能性も十分ありうるし、政治的にも大きなテーマになってくるだろう。

そこで、本稿では、最初に青少年ネット規制法の概要を説明した上で、憲法解釈学的観点から表現の自由(憲法 21 条 1 項)との関係で違憲の疑いがないか、憲法政策学的観点から「憲法上より望ましい」政策はありえないかを検討してみたい。

2 青少年ネット規制法の概要

2-1 青少年規制法の実施する青少年保護政策の諸相

まず最初に、青少年規制法の実施する青少年保護政策の諸相を見ていこう。

青少年ネット規制法は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進に関して、①青少年自らがインターネットを適切に活用する能力を習得すること、②青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすること、③インターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重すること、の三点を基本理念としている(3条1項~3項)。また、国又は地方公共団体、関係事業者、保護者の各法主体に抽象的な責務(4条~6条)を課している。

国は、これらの基本理念や責務の下、内閣府に、インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議を設置し(8条1項)、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(12条1項)を定めて青少年保護政策を実施することが義務付けられている。また、国又は地方公共団体は、インターネットの適切な利用に関する教育の推進等(13条)や家庭における青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及を図る必要な施策を講じ(14条)、インターネットの適切な利用に関する広報啓発等を行う(15条)。国及び地方公共団体は、民間団体又は事業者に対し必要な支援に努めるものとされている(30条)。

関係事業者には、広報啓発等を行う努力義務が課されている(16 条)ほか、青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務等が課せられている。この点は、法的規制色が最も強い部分なので、後で詳述する(2-2 参照)。

青少年の保護者は、フィルタリングサービスの解除を申し出る権限等を付与されており (17条1項但書等)、そのほか家庭内の教育により、その保護する青少年のインターネットリテラシーの向上等をする抽象的な責務 (6条) を負っている。

さらに、青少年ネット規制法は青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及を目的として、フィルタリング推進業務を行う民間団体としてフィルタリング推進機関の登録制を設けている(24条~29条)。

⁴ Reno v.ACLU,521 U.S.844(1997)

⁻

⁵ 本稿では比較法的考察には立ち入らないが、CDA 違憲判決後、アメリカ連邦議会は CDA の「申し子」と呼ばれる子どもをオンライン上保護する法律 (Child Online Protection Act ——COPA) を制定しており、これに関する訴訟も展開されている。CDA、COPA に関する各判例の概観については、小倉一志『サイバースペースと表現の自由』(尚学社、2007年) 96-117頁。

2-2 法的規制の中核:フィルタリングサービスの提供義務等

青少年ネット規制法は「青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及」を目的としており(1条)、青少年保護目的のためにフィルタリングソフトの導入を規制手段として実施しており、「フィルタリング推進法」。6とも称すべき内容になっている。すなわち、青少年ネット規制法の法的規制の中核は、フィルタリングサービスに関する部分である(図2参照)。

具体的には、青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合を除いて、携帯電話事業者は 18 歳未満の利用者に対してフィルタリングサービスの提供が義務付けられている(17 条)。インターネット事業者も、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、フィルタリングサービスの提供が義務付けられている(18 条)。インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの(携帯電話端末及びPHS端末を除く。)を製造する事業者についても、フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない義務が課せられている(19 条)。その他、フィルタリングソフトウェア開発事業者等のフィルタリングソフトの開発等についての努力義務(20 条)、特定サーバー管理者に一定の場合に青少年閲覧防止措置をとるべき等の努力義務(21 条~23 条)を定めている。

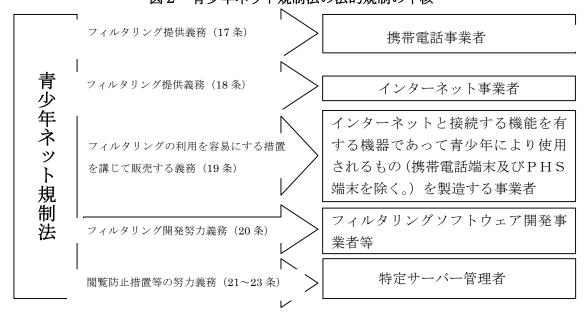


図2 青少年ネット規制法の法的規制の中核7

以上の義務違反については罰則は定められておらず規制色は薄くなっているが、現代社

5

⁶ 「フィルタリング推進法」と称すべき規制を行っていることについては、岡村信悟「携帯電話フィルタリングをめぐる最近の動き」ジュリスト 1361 号 (2008 年) 41 頁が詳しい。

⁷ 出典:筆者作成。

会では国家の公権力行使の方法は多様化している。例えば、これらの義務に関して、事実上強い影響力を有する行政指導、厳重注意等を行うことは可能である。青少年ネット規制法が憲法 21 条 1 項が保障するインターネット上の表現の自由を最も制約しているとすれば、これらの法的規制である。

2-3 立法方針

青少年ネット規制法の概要は以上に説明した通りであるが、ここで青少年ネット規制法が依拠していると思われる立法方針を抽出してみよう。

従来からインターネット上の表現の自由の規制を行うのであれば、教育学的観点から青少年自身のインターネットリテラシー能力を向上させることを優先させるべきであり、次にフィルタリングサービスを行うとしても表現の自由への介入を最小限度にするために保護者の判断権に配慮すべきであると学説で主張されていた。さらに、フィルタリングサービスを用いた規制を行うとしても、公権力主導ではなく民間主導の手法が採用されるべきだと言われていた。

青少年ネット規制法は、各法主体の責務、基本計画の策定・実施義務等の手法により教育学的な配慮を行い、保護者にフィルタリングサービスに関する判断権も留保している。また、フィルタリング推進機関を初めとして民間主導の路線が採用されている。このような青少年ネット規制法の基本的な立法方針それ自体は、憲法上の表現の自由の観点からも妥当と評価することができる。

しかし、青少年ネット規制法の実施する個別の法的規制が、表現の自由の観点から違憲ではないか、「憲法上より望ましい」レベルに達しているかは批判的に検討する必要がある。 青少年ネット規制法の立法方針を同程度に充足し、かつ、表現の自由に対する制約をより 緩和することはできる道があるかもしれないからである。

3 青少年ネット規制法は表現の自由を侵害しないか?

3-1 有害情報の基準の明確性

一般的に、表現の自由は、言論活動による他者とのコミュニケーションを通じて自己の 人格の再生産を可能にするという個人主義的な価値(自己実現の価値)、個人が言論活動を 通じて民主的な政治過程に参加するという民主主義的な価値(自己統治の価値)、真理の最 上のテストは言論市場に委ねるべきとする思想の自由市場論に支えられて、人権カタログ の中でも強度の保護を受ける優越的人権であると言われている⁸。

そして、優越的人権である表現の自由に対して、曖昧不明確な法律によって法的規制を加えると、国民の側が「自己検閲」(self-censorship)をかけて適法な表現行為を控えるという「萎縮的効果」(chilling effect)が生じるので、法文上不明確な法律は原則として無効である(明確性の原則)。この明確性の原則は、通常は国民に対して事前の告知を行うことが重要な刑罰法規との関係で問題となるが、刑罰法規でなくとも青少年ネット規制法

-

⁸ 自己実現論、自己統治論、思想の自由市場論の相互関係について考察したものとして、 駒村圭吾『ジャーナリズムの法理』(嵯峨野書院、2001年)4-9頁。

⁹ 駒村・前掲 18 頁。

のように表現の自由に事前規制を加える立法に対しても適用されるべきである¹⁰。

では、青少年ネット規制法は明確性の原則に照らして合憲といえるか。リアルスペースにおける有害図書の自動販売機への収納等を禁止・処罰する岐阜県青少年保護育成条例の合憲性が問題となった事件(最判平元・9・19 刑集 43 巻 8 号 785 頁)において、伊藤正己裁判官の補足意見は「青少年保護を目的とした、青少年を受け手とする場合に限っての規制であることからみて、一般の表現の自由の規制と同じに考えることは適当でなく、明確性の要求についても、通常の表現の自由の制約に比して多少ゆるめられる」としている。しかし、青少年ネット規制法では刑罰法規による威嚇はないものの、青少年ネット規制法の定義する有害情報に該当すれば、国民の側は自己検閲によって適法な表現行為を差し控える危険性はあるし、青少年ネット規制法の基準を中心に形成されるインターネット事業者や携帯事業者等の業界団体の自主規制等により社会的権力・企業権力が私人の表現に社会的の統制しようと試みる可能性もある11。よって、青少年保護目的から明確性の原則が緩和されることを正当とすべき理由はない。

具体的規定の検討に移ろう。青少年ネット規制法2条3項によれば、「「青少年有害情報」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧(視聴を含む。以下同じ。)に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するもの」と定義され、同条4項1号~3号で次のように例示されている。

- ① 犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報。
- ② 人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報。
 - ③ 殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報。

大まかに言って、①は犯罪行為などの違法行為の誘引を主目的とするいわゆる闇サイトや自殺を誘引する自殺系サイト、②は性表現等を含むアダルトサイト、③は青少年の残虐性を助長する暴力的表現の規制を目的としている。闇サイト、自殺系サイト、アダルトサイト、暴力的表現の危険性は社会問題化しており、これらの社会的背景を立法事実として青少年に対する有害情報としたのであろう。

他方で、法律制定過程における自民党案では、有害情報は次のように定義されている12。

¹⁰ 伊藤正巳『憲法(第三版)』(弘文堂、1995) 318 頁。

¹¹ ジェレミー・ハリス・リプシュルツ (尾内達也訳)『インターネット時代の表現の自由』 (2004、皓星社) 484 頁は、社会コミュニケーション理論の立場から、「多国籍メディア企業は、「われわれの時代の主要な黒幕」」であり、「こうした黒幕は、新しいデジタル・コミュニケーションも巧みに支配しようとしていると考えるほうが現実的である」として、インターネット上における企業権力の行使に警鐘を鳴らしている。

¹² なお、民主党「子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案骨子」(http://www.dpj.or.jp/news/files/kodomonethouan.pdf)によれば、民主党案では有害情報は次のように定義されている。①子どもに対し、著しく性的感情を刺激する情報。②子どもに対し、著しく残虐性を助長する情報。③子どもに対し、著しく自殺又は犯罪を誘発する情報。④性又は暴力に関する情報であって人の尊厳を著しく害するもの、著しく差別感情を助長する情報その他人の尊厳を著しく害する情報。⑤特定の子ども

- ① 性交等の行為又は人の性器等の卑わいな描写その他の性欲を興奮させ又は刺激する内容の情報であって、青少年に対し性に関する価値観の形成に著しく悪影響を及ぼすもの
- ② 殺人、傷害、暴行、処刑等の場面の陰惨な描写その他の残虐な行為に関する内容の情報であって、青少年に対し著しく残虐性を助長するもの。
- ③ 犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為、自殺又は売春の実行の唆し、犯罪の実行の請 負、犯罪等の手段の具体的な描写その他の犯罪等に関する内容の情報であって、青少年に 対し著しく犯罪等を誘発するもの。
- ④ 麻薬等の薬物の濫用、自傷行為その他の自らの心身の健康を害する行為に関する内容の情報であって、青少年に対し著しくこれらの行為を誘発するもの。
- ⑤ 特定の青少年に対するいじめに当たる情報であって、当該青少年に著しい心理的外傷を与えるおそれがあるもの。
- ⑥ 家出をし、又はしようとする青少年に向けられた情報であって、青少年の非行又は 児童買春等の犯罪を著しく誘発するもの。

青少年ネット規制法と比較すると、薬物情報、自傷行為を誘発する情報、学校裏サイトとして問題化しているネットいじめに関する情報、売春情報、なども規制対象とされている点が特徴的である。また、青少年ネット規制法が有害情報を「青少年の健全な成長を著しく阻害するもの」として法益侵害の危険性の程度から量的に判断する量的基準を採用しているのに対して、自民党案は、有害情報を限定列挙した上で、情報内容による質的基準と法益侵害の危険性の程度による量的基準の双面から有害情報を定義する点も特徴的である。例えば、1号では、「性交等の行為又は人の性器等の卑わいな描写その他の性欲を興奮させ又は刺激する内容の情報」(質的基準)かつ「青少年に対し性に関する価値観の形成に著しく悪影響を及ぼすもの」(量的基準)を規制している。

青少年ネット規制法と自民党案との比較から、明確性の原則との関係で一定の示唆が得られるように思える。

第一に、青少年ネット規制法は、自民党案と異なり、薬物情報、自傷行為を誘発する情報、学校裏サイトとして問題化しているネットいじめに関する情報、売春情報等をあえて除外して制定されたものと考えられるから、これらの情報は有害情報に含まれないと解するのが立法者意思であると考えられる。これらの情報も「青少年の健全な成長を著しく阻害するもの」であるから規制対象であると考えることは、一般人の通常の理解からあまりにかけ離れた解釈であり、明確性の原則に反する結果となるだろう。

第二に、青少年ネット規制法は、有害情報を「青少年の健全な成長を著しく阻害するもの」として法益侵害の危険性の程度から量的に判断する量的基準を採用した上で、三つの有害情報を例示列挙するが、「青少年の健全な成長を著しく阻害するもの」という抽象的な要件では一般人の通常の理解において行為規範となしうる程度の明確性を備えているとはいえない。そこで、「青少年の健全な成長を著しく阻害するもの」という量的基準を終局的な判断基準としつつも、例示列挙された三つの有害情報ないしこれに準ずる情報内容をもつことを質的基準として有害情報該当性の主要なメルクマールとすべきである。このような合憲限定解釈により、表現の自由に対する委縮的効果を必要最小限度に抑制することが可能になる。明確性の原則との関係では、このような合憲限定解釈をなすほうが、憲法上望ましいと考えられる。

第三に、このように合憲限定解釈を施したとしても、とりわけ「殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報」を有害情報とする2条4項3号は、あまりに不明確である。殺人、処刑、虐待のシーンが形式的に含まれていれば有害情報に

に対するいじめに当たる情報であって当該子どもに著しい心理的外傷を与えるおそれがあるもの。

あたるとすれば過度に広範な規制になるし、著しく残虐な内容の実質をもつものだけを規制しようとする趣旨であるとすれば、法文上何が有害情報となっているか一般人は理解しえない。四肢切断など経験的に著しく残虐な内容を類型化することは可能であるから、そのような類型化が行われていない3号の有害情報は明確性の原則に反し違憲の疑いが強い。少なくとも立法論としては、3号の有害情報の類型化を試みるべきである。

3-2 子どもの情報受領権・収集権の保護の程度

次に、青少年ネット規制法が、憲法 21 条 1 項によって保障される子どもがインターネット上の表現を受領し収集する消極的権利を侵害しないかについて検討してみよう。青少年ネット規制法は、フィルタリングの導入を義務付けることにより、子どもの消極的情報受領権・情報収集権に対する制約を行っているからである¹³。このような青少年ネット規制法による情報受領権・収集権に対する制約を憲法上、公共的に正当化することは可能か。

再び岐阜県保護育成条例事件判決における伊藤裁判官の補足意見を参照してみよう。伊藤裁判官は、「青少年は、一般的にみて、精神的に未熟であって、右の選別能力を十全には有しておらず、その受ける知識や情報の影響をうけることが大きいとみられるから、成人と同等の知る自由を保障される前提を欠くものであり、したがって青少年のもつ知る自由は一定の制約をうけ、その制約を通じて青少年の精神的未熟さに由来する害悪から保護される必要があるといわねばならない」とした上で、「青少年保護のための有害図書の規制が合憲であるためには、青少年非行などの害悪を生ずる相当の蓋然性のあることをもって足りると解してよい」として、相当の蓋然性の基準という緩やかな違憲審査基準を用いており、青少年の知る自由に対しては「厳格審査による保護」14を与えるべきではないとしている。確かに、青少年保護を目的とするいわゆるパターナリズム(父権主義)に基づく制約の正当性を否定することは困難であるが、そのことから直ちに青少年の知る自由について厳格審査による保護を与えない理由にはならない。青少年保護目的という政府の政策的な規制目的は規制の必要性の強さを支えはしても、違憲審査基準を緩和する積極的理由にはならないと考えるべきである15。

この点について、松井茂記教授も、インターネット上における青少年保護のための規制の許容性の限界について、「日本国憲法は、その第21条で表現の自由を保障しているが、ドイツの基本法のように青少年保護のための例外を明記してはない。それゆえ、青少年保護のための規制も、一般の表現の自由の制約の枠組みのなかで正当化されない限りは認め

制約対象である子どもの情報受領権・情報収集権に焦点をあてて検討する。

¹³ 消極的に情報提供を妨げられない情報提供権は、情報受領行為を伴って初めて有意的になるから、インターネット上の表現の自由は、青少年の表現受領行為があって初めて完全に保障されることになる。したがって、青少年ネット規制法は、市民の消極的情報提供権に対する制約とも見ることが可能であるが、本稿では専ら青少年ネット規制法の直接的な

¹⁴ 表現の自由に対する「厳格審査による保護」の内容に関しては、駒村・前掲 13 頁。

¹⁵ 松井茂記教授も「パターナリズムを理由とする未成年者の基本的人権の制約の可能性が認められるとしても、だからといって青少年の人権の制約に対しては緩やかな合憲性判断基準ないし審査基準が適用されるべきだとはいえない」としている。松井茂記『マスメディアの表現の自由』(日本評論社、2005年) 210頁。

られない」16として、成人・青少年の区別を問わず、同程度の保護を与えている。

このように青少年の情報受領権・収集権については厳格審査による保護が与えられるべきであるから、青少年ネット規制法は、その立法目的が「やむにやまれぬほど重大な公益(compelling public interest)」に支えられた高度の正当性を有するものであり、手段が「必要不可欠」かつ「必要最小限度」である場合に限り、合憲と解すべきである。

3-3 「やむにやまれぬほど重大な公益」の有無

青少年ネット規制法の立法目的は、インターネット上の有害情報から青少年を保護する 点にあるが、これは青少年自身の保護のためにその自由に干渉する形態のパターナリズム に基づく規制である。この青少年ネット規制法の立法目的は果たして「やむにやまれぬ重 要な公益」といえるか。

他者に対して危害を及ぼす他者加害の阻止を理由とする場合には、人権相互の矛盾衝突 を調整するための「公共の福祉」に基づく制約に服するが、青少年ネット規制法のような 自己加害の阻止を目的とするパターナリスティックな制約は、被介入者の自己決定権に対 する不当な介入となり原則として許されないと解されてきた¹⁷。

そこで、本稿では、青少年ネット規制法によるパターナリスティックな制約が、被介入者である青少年の自己決定権に対する不当な介入ではないかについて、簡単に検討してみたい。

(1) 立法目的の個別・具体的認定

パターナリズムの正当化理由が論じられる場合、「強いパターナリズム」と「弱いパターナリズム」の区別が決定的な意義をもつとされる。強いパターナリズムは、被介入者の選択・決定が完全に任意的(voluntary)であっても干渉する場合であり、弱いパターナリズムは、被介入者が未成年者等の理由で適切な判断能力を欠き、被介入者の選択・決定が実質的に任意的(nonvoluntary)でない場合にのみ干渉する場合をいう。「任意性(voluntariness)」基準をパターナリズムの正当化原理とみて、任意性基準を満たす弱いパターナリズムのみが正当化されるとする見解も有力である¹⁸。

任意性基準によれば、青少年の判断能力の未成熟性に着目して規制を行う青少年ネット 規制法は、弱いパターナリズムとして包括的に正当化されることになりそうである。しか し、任意性基準を満たす弱いパターナリズムに対して包括的に正当性を与えることは、子 どもを自己決定権の主体として取り扱っていないことを意味する。子供の自己決定権の最 大化の観点からすれば、やはり青少年ネット規制法の立法目的には、「やむにやまれぬほど

10

¹⁶ 松井茂記『インターネットの憲法学』(岩波書店、2002年) 181 頁。

¹⁷ 佐藤幸治『憲法〔第三版〕』(青林書院、1995 年) 405-406 頁は、他者加害を阻止する場合にのみ公権力行使が正当化されるという J・S・ミルの危害原理(harm principle)に言及した上で「「自己加害」を理由とする公権力による介入は原則として許されないと解されるが、人格的自律そのものを回復不可能な程永続的に害する場合には、例外的に介入する可能性を否定し切れないと解される(限定されたパターナリスティックな制約)」としている。

¹⁸ 田中成明『法理学講義』(1994、有斐閣) 147 頁。

重大な公益」の存在が立法事実に基づいて個別的・具体的に論証されなければならない 19 。 青少年ネット規制法の立法目的は抽象的には「有害情報から青少年を保護すること」であるが、青少年ネット規制法 2 条 4 項 1 号 \sim 3 号の例示する三種類の有害情報に応じて、個別・具体的な三種類の立法目的を読み取ることができる。これは「3-1 有害情報の基準の明確性」でも言及したが、①犯罪行為などの違法行為の誘引を主目的とするいわゆる闇サイトや自殺を誘引する自殺系サイト、②性表現等を含むアダルトサイト、③青少年の残虐性を助長する暴力的表現から、青少年を保護する点にある。

それでは、このように個別・具体的に把握された三種の立法目的は、「やむにやまれぬ重大な公益」といえるか。以下では、ローレンス・レッシグ教授の四つの規制要素論、ハーバーマス教授の市民的公共圏論を参照しつつ検討する。

(2) レッシグ教授の四つの規制要素論

リアルスペースにおいて、有害情報から青少年を保護するために青少年の情報受領・収集に対する包括的な事前抑制を行うことは(そんなことは不可能であるが、仮に可能であるとしても)、「やむにやまれぬ重大な公益」とはいえない。しかし、インターネットにおいては、インターネット固有の危険性から「やむにやまれぬ重大な公益」に該当すると解してよいように思われる。このような差はサイバースペースの特殊性に基づき論証することが可能である。

ローレンス・レッシグ教授の考え²⁰によれば、一般的に自由に対する規制要素 (regulator) としては「法 (Law)」、「社会規範 (Social Norm)」、「市場 (Market)」、「アーキテクチャ (Architecture)」ないし「アーキテクチャ」を構成する「コード (Code)」の四つがあり (四つの規制要素論²¹)、この四つの規制要素の総和により「権利」又は「保護」を記述することができる。例えば、喫煙の自由は、一部の場所では喫煙を規制する法律がある (法による規制)が、法による規制が喫煙に対する一番強い制約ではない。「他人の車に乗っているときは他の乗客の了解なしに喫煙できない」というような社会規範が喫煙行動を実質的に制約する (社会規範による規制)。タバコの値段があがればあがるほど市民の喫煙の自由も制約される (市場による規制)。さらに、健康を気にする人にとっては、フィルタなしのタバコやニコチン強化タバコといったタバコの設計・技術的特性が喫煙行動に対する大きな制約になる (アーキテクチャによる規制)。従来、法による規制に対して対国家防御権としての人権により対抗していくことが憲法学の使命であったが、レッシグ教授の見解は市場・社会規範・アーキテクチャという事実上の規制も憲法問題とする点に特徴がある。

では、四つの規制要素論によりリアルスペースにおける有害情報からの青少年保護の状

¹⁹ 米沢広一教授も未成年者保護のための制限に関して、「制限の目的を「未成年者の保護」と抽象的に認定するのではなく、たとえば、非行の防止、交通事故からの生命の保護というふうに具体化したうえで、当該手段がそれを達成するのに必要最小限にとどまっているか否かを問うことが必要」としている。米沢広一「未成年者と人権」高橋和之・大石眞編『憲法の争点〔第三版〕』(有斐閣、1999年)66頁。

²⁰ ローレンス・レッシグ (山形浩生訳) 『CODE VERSION 2.0』 (翔泳社、2007 年) 172-175 頁。

²¹ レッシグ教授の見解を「四つの規制要素論」と呼称するものとして、小倉・前掲7頁。

態を記述してみよう²²。リアルスペースにおいては、有害情報のすべてを青少年の視野から遮ることはできないにしても、一部の有害情報について、条例レベル²³で業者が有害指定図書を青少年に販売、配布、貸し付けること及び自動販売機に収納することを刑罰によって禁止するなどの手段がとられている場合がある(法による規制)。また、青少年は有害情報を受領し収集することについて、親などの監護権者による監視や「青少年は有害情報を見るべきではない」との社会規範、有害情報の消費者は軽蔑されるなど社会的な同調圧力が働くので、有害情報の受領・収集に強力な制約がかかっている(社会規範による制約)。さらに、青少年は一般的に有害情報が含まれている図書・ゲーム・DVDなどを手に入れるための資金にも限界がある(市場による制約)。リアルスペースでは青少年は技術的に自分の年齢を隠すことが難しく、このような実空間アーキテクチャが法や社会規範による規制を強化する(アーキテクチャによる規制)。リアルスペースにおける青少年保護は、これらの規制で必要十分である。

他方で、サイバースペースでは、リアルスペースのような制約が上手く機能しない。青少年ネット規制法以前では有害情報を規制する法律は存在しなかった(法による規制)。青少年がインターネットを行っているとき、親の監視の目は及ばないことが多く、ネット上では匿名性があるので社会規範や社会的な同調圧力による制約も及びにくい(社会規範による制約)。ネット上で青少年は実質的に無料で有害情報を手に入れることができるし、リアルスペースよりもはるかに多くの供給市場が成立する。闇サイト、自殺サイト、アダルトサイト、過度の暴力的表現を掲載するサイトの運営者には、広告収入を得ようとする市場のインセンティブが働くし、有害情報をネット上にアップして不特定多数の者に宣伝することも無料でできる(市場による制約)。ネット上では、青少年は自分の年齢を明かす必要はないし、有害情報を提供する側もそれを確認する技術はない(アーキテクチャによる制約)。サイバースペースでは、リアルスペースよりも、闇サイト、自殺サイト、アダルトサイト、過度の暴力的表現から青少年を保護する必要性が強いといえよう。

このような観点から、青少年ネット規制法の立法目的は、「やむにやまれぬほど重大な公益」と評価しうる。

(3) ハーバーマス教授の市民的公共圏論

レッシグ教授の四つの規制要素論を用いた分析によりネット上における青少年保護目的の重大性について論じてきたが、ここで注意を要するのは、青少年ネット規制法を青少年保護目的を達成する観点から目的合理性を追求するものとして最適化して解釈することは許されない、という点である。この点をユルゲン・ハーバーマス教授が『公共性の構造転換』²⁴において提示した市民的公共圏論に従って分析してみよう。

²² ポルノに関して、レッシグ教授も似たような議論を展開している。レッシグ・前掲343-346 頁。ただし、レッシグ教授は自覚的ではないが、パターナリズムの文脈では法・社会規範・市場・アーキテクチャの四要素は規制要素であると同時に自由に対する保護の要素にもなると考えるべきだろう。

²³ この種の条例が問題になったものとして、岐阜県青少年保護育成条例事件(最判平元・9・19 刑集 43 巻 8 号 785 頁)。

²⁴ ユルゲン・ハーバーマス (細谷貞雄・山田正行訳) 『公共性の構造転換——市民社会の

ハーバーマス教授によれば、合理性には目的達成の効率性を志向する「目的合理性」と相互了解を志向する「コミュニケーション的合理性」が存在し、コミュニケーション的合理性が支配する社会空間を市民的公共圏と呼ぶ。市民的公共圏においては、政治的問題について討議による意見形成が行われ、「公論」としてまとめあげられる。

斎藤純一教授は、このハーバーマス教授の市民的公共圏の規範的特徴を「コミュニケーション的自由」と「批判的公開性」の理念を軸として説明する²⁵²⁶。カントは、思考を他者に伝える自由を「自らの理性をあらゆる点で公共的に用いる自由」と呼んだが、ハーバーマス教授は他者と相互了解志向的なコミュニケーションをする自由を「コミュニケーション的自由」として再構成する。また、後期資本主義が進行するにつれて市民社会の国家からの分離という前提が国家の介入により崩壊の道を突き進んでいき、貨幣メディアと権力メディアが公共性を操作の空間に変えてしまったのに対して、ハーバーマス教授は「批判的公開性」の理念をもった市民的公共圏により対抗していく戦略をとる。批判的公開性の理念は、政治的意思決定過程を公衆による批判的討議に晒すことを通じて、政治的意思決定プロセスの公正さを担保する。

自律分散型のオープンネットワークという技術的特性・アーキテクチャを有しているインターネットは、本来的に市民的公共圏としての批判的ポテンシャルを秘めた新しいメディアである。インターネットを市民的公共圏の場として機能させるべきだと考えるならば、青少年ネット規制法の掲げる一方的な政府利益=青少年保護目的によりインターネットのアーキテクチャを道具主義的・功利主義的に合理化すべきではない。むしろ、市民的公共圏の規範的要求である「コミュニケーション的自由」「批判的公開性」と「青少年保護目的」をいかに調和させるかという観点から青少年ネット規制法を了解志向的に解釈すべきである。

青少年ネット規制法 3 条 3 項が「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる 環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け 多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的 かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨と して行われなければならない」と規定している点からすると、立法者意思も同趣旨と考え ることができよう。

3-4 手段の必要不可欠性

青少年ネット規制法の導入するフィルタリングサービスの義務付けを合憲とするためには、やむにやまれぬ重大な公益を達成するための必要不可欠な手段でなければならない。つまり、青少年保護目的を達成するために、とりこぼしは許されないし(過小包摂の禁止)過度に広範な制約も許されない(過大包摂の禁止)²⁷。

一カテゴリーについての研究』(未来社、1994年)。

²⁵ 斎藤純一『公共性』(岩波書店、2000年) 23-33 頁。

²⁶ 「コミュニケーション的自由」と「批判的公開性」の理念は、憲法学が表現の自由の保障根拠として掲げる「自己実現の価値」と「自己統治の価値」に重なるところがある。

²⁷ 松井茂記「違憲審査基準論」高橋和之・大石眞編『憲法の争点(第3版)』(有斐閣、1999 年) 252 頁。

青少年ネット規制法について見てみると、同法3条2項は、青少年ネット規制法の基本理念について「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、……青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすることを旨として行われなければならない」と規定しており、青少年保護目的を達成するためのとりこぼしを最小限度に抑えようと努めている(過小包摂の防止)。

また、同法 20 条 1 項は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者に対して、①閲覧の制限を行う情報を、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じ、きめ細かく設定できるようにすること(1 号)、②閲覧の制限を行う必要がない情報について閲覧の制限が行われることをできるだけ少なくすること(2 号)を努力義務として課している。20 条 1 項 2 号の努力義務によりフィルタリングが有害情報を超えて過度に広範な情報を規制しないようにしている(過大包摂の防止)。

しかし、これらの規定は基本理念や努力義務のレベルで過小包摂と過大包摂を防止しようとしているにとどまり、法的に過小包摂・過大包摂の防止が担保されているわけではない。もちろん、過小包摂・過大包摂の防止措置を法的に義務付けることは困難であるし、技術的にも不可能に近いから、この程度でも手段の必要不可欠性は認められると考えることもできるが、青少年保護目的との関係であまりに多くの過小包摂・過大包摂の社会的実態が形成されてしまった場合、青少年ネット規制法の運用を違憲と解すべきである(運用違憲)。

さらに、2条4項1号~3号の有害情報の定義の仕方自体が、青少年保護目的との関係で過度に広範になっており、特に3号の有害情報は「殺人、処刑、虐待」を中心とする「陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報」という極めて広い範囲に及んでいる点は違憲の疑いが強い。ゲームであれドラマであれニュースであれ、「殺人、処刑、虐待」の含まないものほうが珍しい。政府は3号を根拠にして、行政指導により、あらゆる情報をフィルタリングすることを要請することすら可能である²⁸。3号に関しては、「著しく残虐な内容の情報」をある程度類型化して規定しなおす必要がある。

3-5 手段の必要最小限度性 ---多元的手段の投入可能性

青少年保護目的を達成するためには、①有害情報の送り手に対して青少年への有害情報の提供を刑罰で禁止する手段(クレジットカードの利用等の方法により、年齢認証をした場合には免責)、②有害情報の送り手に自分のウェブサイトが有害情報を含んでいることの警告文の表示を義務付ける手段、③レッシグ教授の提案する「子どもモードブラウザ(詳細は後述する)」を導入する手段、④青少年ネット規制法のようなフィルタリングサービス

14

²⁸ 参議院内閣委員会では、政府が「事業者等が行う有害情報の判断、フィルタリングの基準設定等に干渉することがないようにすること」という附帯決議がなされているが、付帯決議には法的拘束力はないので、不十分である。参議院内閣委員会「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案に対する附帯決議」

⁽http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/169/f063_061001.pdf) .

を導入する手段などの多元的手段の投入可能性²⁹が考えられる。これらの手段のうち、フィルタリング方式は、必要最小限度の手段といえるだろうか。

レッシグ教授によれば³⁰、大人には権利があるが子供には権利のない言論のクラス(本稿でいえば、有害情報)を規制するロジックは次のようになる。

IF (言論=規制対象) AND (受け手=未成年者) THEN アクセスをブロック

青少年ネット規制法も、「言論=有害情報」かつ「受け手=18歳未満」の場合に、「アクセスをブロック」することにより青少年保護目的を達成しようとしているので、この図式は妥当する。

この図式でいうと、①有害情報の送り手に対して青少年への有害情報の提供を刑罰で禁止する手段(クレジットカードの利用等の方法により、年齢認証をした場合には免責)は、送り手に対して「言論=有害情報」であるかの回答の負担をかぶせ、クレジットカードの利用など送り手と受け手の双方に対して「受け手=18歳未満」であるかの回答の負担をかぶせる。しかし、有害情報を明確かつ過度に広範にならないように定義するのは困難であるのに、送り手に対して「言論=有害情報」であるかの回答の負担をかぶせ、回答に失敗した場合に刑罰を科すのは違憲の疑いが強い。また、クレジットカードの利用による年齢認証は、送り手にクレジット会社と契約する多額の経済的負担を課すし、経済的理由等によりクレジットカードを持っていない受け手に対する不当な知る権利の侵害ともなる。仮に送り手がクレジットカードを持っていたとしても、大人が正当な知る権利を行使するためにクレジットカードをポルノ業者等に提示しなければならなくなる点でも負担が重すぎる。よって、①の手段は、違憲である。

②有害情報の送り手に自分のウェブサイトが有害情報を含んでいることの警告文の表示を義務付ける手段は、送り手に対して「青少年に有害な情報を含みます。青少年はここをクリックしてください」という警告文の表示を義務付けることにより「言論=有害情報」であるかの回答の負担をかぶせる一方で、「受け手=18 歳未満」であるかの回答の負担を受け手である青少年自身にかぶせる。しかし、青少年自身が正直に警告文に従う可能性はかなり低いので、青少年ネット規制法の意図する青少年保護目的を達成することは期待できない。②の手段も妥当ではない。

③レッシグ教授の提案する「子どもモードブラウザ」を導入する手段はどうか。親は子どもがプログラムを変更できないように「親のコントロール」つきで子ども用のアカウントを設定しておき、子ども用アカウントに子どもモードブラウザをいれておく。その上で送り手に対して、有害情報については法律により「言論=有害情報」タグをつけるように義務付ける。子どもモードブラウザは、「言論=有害情報」タグを認識したら、その内容をブロックする。この方法によれば、確かに、送り手は「言論=有害情報」であるか判断す

_

²⁹ 様々な目的達成手段間の多元的な比較衡量については法的判断ではなく政策的判断に 踏み込む可能性がある(宍戸常寿「目的・手段審査」法学セミナー644 号(2008 年)88 頁参照)が、厳格審査基準における必要最小限度性のテストでは法的判断として多元的手 段の投入可能性を検討できると解すべきである。

³⁰ 以下の議論は、レッシグ・前掲 347-365 頁を参考にしている。

る必要はあるが、年齢確認の負担を負わない。

しかし、有害情報を明確かつ過度に広範にならないように定義するのは困難であるのに、送り手に対して「言論=有害情報」であるかの回答の負担をかぶせ、回答に失敗した場合に刑罰等の制裁を科すのは違憲の疑いが強い、という点で①の手段と共通する。また、送り手は自らの言論が有害情報に該当することを恐れて「自己検閲」をかける危険性が高く、送り手の情報提供権に対する委縮的効果はかなり強いものとなる。送り手の自己検閲の結果、受け手たる青少年の側も本来、受領・収集できる言論を受け取ることができなくなる点で、青少年の知る権利の侵害でもある。子どもモードブラウザによる方法も妥当ではなかろう。

そもそも、①~③のいずれの方式も「言論=有害情報」であるかどうかの回答の負担を送り手に課す点に根本的な誤りがある。何が有害情報であるかは送り手が独我論的・自己完結的に判断すべき事柄ではない。有害情報か否かは、コミュニケーション的自由と批判的公開性の規範的要求に支えられた市民的公共圏の中で、他者との関係において構成的に解釈されるべき事柄である。したがって、我々は、「言論=有害情報」該当性の基準を予めアプリオリに決定しておくようなアーキテクチャを採用すべきではなく、批判的討議に開かれた社会空間である市民的公共圏の中で、アポステリオリに決定していくアーキテクチャを選択すべきである。

この点で、④青少年ネット規制法のようなフィルタリングサービスを導入する手段は、送り手に対して「言論=有害情報」であるかの回答の負担をかぶせるわけでもないし、受け手に対して「受け手=18歳未満」であるかの回答の負担をかぶせるわけでもない。したがって、フィルタリング方式はそんなに悪い手法というわけではない。むしろ、フィルタリング方式という手法を肯定した上で、フィルタリングというアーキテクチャに「コミュニケーション的自由」「批判的公開性」と「青少年保護目的」という憲法的価値をいかに書き込み、デザインするかを考えるほうが建設的であろう³¹。

以上により、フィルタリング方式は、アーキテクチャの構成の仕方によっては必要最小 限度の手段となりうると考える。

4 青少年ネット規制法の未来

本稿では、青少年ネット規制法の全体像について仔細に検討してきた。結論としては、 違憲の疑いのある規定さえ改正すればフィルタリング方式をとること自体は合憲というこ とになる。残る課題は、フィルタリングというアーキテクチャを「コミュニケーション的 自由」「批判的公開性」と「青少年保護目的」の調和の観点からいかに了解志向的に構成で きるかという憲法政策学的な問題³²である。憲法政策学的に言って、青少年ネット規制法 の未来はいかにあるべきであろうか。

^{31 「}アーキテクチャ」を構成する「コード」に対して、憲法上の価値を書き込むことについて積極的に評価するものとして、小倉・前掲 168 頁。

³² 憲法論には、憲法規範に違反していないか否かというレベルだけでなく、憲法の趣旨・精神により適合するか否か(憲法上望ましいか否か)というレベルもあると主張する見解として、市川正人「憲法論のあり方についての覚え書き ―憲法の趣旨・精神の援用をめぐって―」立命館法学 271・272 号上巻(2001 年)57 頁以下。

第一に、他者との言論によるコミュニケートを通じて自己の再生産を行うことを保障する「コミュニケーション的自由」の観点からは、青少年をコミュニケーションの主体と扱い、青少年の成熟度に応じて柔軟なフィルタリングを行うことを心がけるべきである。特に掲示板、ブログ、チャット、ソーシャルネットワークシステム、オンラインゲームなどのインターネット特有のコミュニケーション形式を青少年からすべて奪うようなアーキテクチャの設計をしてはならない。

第二に、「批判的公開性」の観点からは、フィルタリングのアーキテクチャは情報主権者たる国民の批判的吟味に常に開かれている必要がある。批判的公開性の理念は、少なくとも次のアーキテクチャを要求する。(i)マルチアカウント機能をつけて、大人にはすべての有害情報を公開し、子どものみ有害情報の閲覧を遮断する。(ii)フィルタリングは原理的にはユーザーの住む行政区やプロバイダー等の上流のレベルで設定し、かつ、フィルタリングされていることをユーザーに知らせないこともできるが、フィルタリングの設定はユーザー単位で行うことを徹底する。(iii)レイティング(格付け)の基準とレイティングに基づくブロッキングの基準の公開 (iv)レイティング、ブロッキングの基準を監視する第三者機関による批判的吟味など。

このように政府の「青少年保護目的」は、「コミュニケーション的自由」と「批判的公開性」の理念に反しない限度で達成されるべきである。

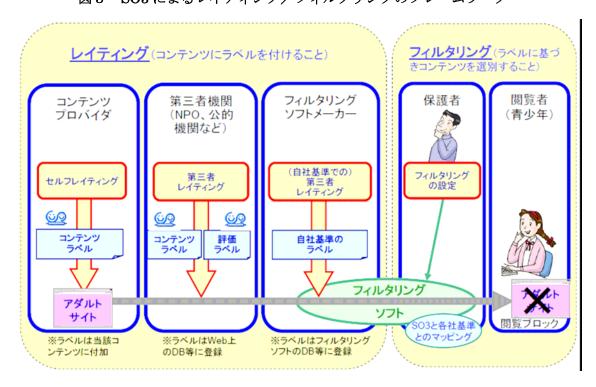


図3 SO3 によるレイティング/フィルタリングのフレームワーク33

-

³³ 出典:財団法人インターネット協会「レイティング基準 SafetyOnline3 の検討資料」 (http://www.iajapan.org/rfcouncil/2006/doc01 material 1.pdf)。

具体的な制度としては、財団法人インターネット協会が自主規制基準のガイドラインとして提案している Safety Online3(以下、SO3 という)34が参考になる(図3参照)。SO3は、レイティングにおける客観的記述を表すメタ情報をコンテンツラベル、主観的評価・判断を表すメタ情報を評価ラベルとし、評価ラベルにおいて「18歳未満利用禁止」「15歳未満利用注意」「12歳未満利用注意」「利用制限なし」と青少年の成熟度に応じたレイティングを行っており、コミュニケーション的自由への配慮が見られる。また、レイティングにおいては、コンテンツプロバイダのセルフレイティング、第三者機関による第三者レイティング、フィルタリングソフトメーカーの自主基準による第三者レイティングが行われ、保護者が最終的なフィルタリングの設定を行う仕組みとなっている。複数の関係者による批判的視点から有害情報が吟味される仕組みとなっており、最終的なフィルタリングの決定権限も保護者に留保されている点で、レイティング基準が批判的公開性に晒されているといえよう。

5 結論

本稿では、青少年ネット規制法について、憲法解釈学的アプローチと憲法政策学的アプローチの双方から検討を進めてきた。憲法解釈学的には、青少年ネット規制法のいくつかの規定について違憲の疑いがあることが明らかになったが、フィルタリング方式を採用すること自体は合憲である。憲法政策学的には、フィルタリングというアーキテクチャに対して、「コミュニケーション的自由」「批判的公開性」と「青少年保護目的」という対立・競合する憲法的価値を書き込んでいくべきである。

青少年ネット規制法附則 3 条は、「政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定している。近い将来、青少年ネット規制法は、批判的討議の対象にされるはずである。情報主権者たる国民は、青少年ネット規制法の未来を批判的視点から厳しく監視していく必要がある。

参考文献

- [1] 伊藤正巳『憲法(第三版)』(弘文堂、1995年)
- [2] 小倉一志『サイバースペースと表現の自由』(尚学社、2007年)
- [3] 駒村圭吾『ジャーナリズムの法理』(嵯峨野書院、2001年)
- [4] 佐藤幸治『憲法〔第三版〕』(青林書院、1995年)

_

 $^{^{34}}$ SO3 は、ドイツのベルテルスマン財団主催の会議において提案されたレイヤー・ケーキ・モデルを参考に作られたレイティング基準である。レイヤー・ケーキ・モデルは、大きく三つのレイヤーから構成される。レイヤー1では、コンテンツプロバイダーは自らのコンテンツをセルフレイティングする。レイヤー2では、第三者機関がレイヤー1で挙げられたラベルに対して独自の評価を行い、レイティング・テンプレートを作成する。レイヤー3では、保護者がレイヤー2のテンプレートを組み合わせた上で、第三者機関が作成したその他のブラックリスト、ホワイトリスト等をも組み合わせて、有害情報をフィルタリングする。SO3 のコンテンツラベルはレイヤー1、評価ラベルはレイヤー2の発想に着想を得たものである。

- [5] 斎藤純一『公共性』(岩波書店、2000年)
- [6] ジェレミー・ハリス・リプシュルツ (尾内達也訳)『インターネット時代の表現の自由』 (皓星社、2004年)
- [7] 高橋和之・松井茂記編『インターネットと法〔第3版〕』(有斐閣、2004年)
- [8] 田中成明『法理学講義』(有斐閣、1994年)
- [9] 西垣通『IT革命』(岩波書店、2001年)
- [10] 松井茂記『インターネットの憲法学』(岩波書店、2002年)
- [11] 松井茂記『マスメディアの表現の自由』(日本評論社、2005年)
- [12] ローレンス・レッシグ(山形浩生訳)『CODE VERSION 2.0』(翔泳社、2007 年)
- [13] ユルゲン・ハーバーマス (細谷貞雄・山田正行訳) 『公共性の構造転換――市民社会の一カテゴリーについての研究』(未来社、1994年)

参考論文

- [1] 市川正人「憲法論のあり方についての覚え書き ―憲法の趣旨・精神の援用をめぐって―」立命館法学 2000 年 271・272 号上巻 (2001 年) 57-79 頁
- [2] 大沢秀介「インターネットと表現の自由」法学教室 194号 (1996年) 81-89頁。
- [3] 岡村信悟「携帯電話フィルタリングをめぐる最近の動き」ジュリスト 1361 号 (2008年) 32-41 頁
- [4] 小泉良幸「自己決定とパターナリズム」西原博史編『岩波講座 憲法 2 人権論の新展開』(岩波書店、2007年) 169-191頁
- [5] 宍戸常寿「目的・手段審査」法学セミナー644 号(2008年)84-88 頁。
- [6] 松井茂記「違憲審査基準論」高橋和之・大石眞編『憲法の争点(第3版)』(有斐閣、 1999年)252-255 頁
- [7] 福島力洋「インターネットと表現の自由」阪大法学 48 巻 4 号 (1998 年) 57-82 頁。
- [8] 山口いつ子「サイバースペースにおける表現の自由」東京大学社会情報研究所紀要 51 号(1996 年)15-35 頁
- [9] 山口いつ子「サイバースペースにおける表現の自由・再訪」東京大学社会情報研究所 紀要 53 号(1997年)33-55 頁
- [10] 米沢広一「未成年者と人権」高橋和之・大石眞編『憲法の争点〔第三版〕』(有斐閣、 1999 年)66 頁-67 頁

参考サイト

- [1] 総務省「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会 最終報告書」 (http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060825 6 1.pdf)
- [2] 総務省「情報通信白書平成 19 年度版」
- (http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/whitepaper/ja/h19/pdf/index.html)
- [3] 総務省「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 報告書」
- (<u>http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/tsushin_houseikikaku/pdf/071206_4.pdf</u>)
- [4] 総務省「平成 19 年通信利用動向調査報告書(世帯編)」

(http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/statistics/pdf/HR200700_001.pdf)

[5] 内閣府政府広報室「「有害情報に関する特別世論調査」の概要」

(http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/h19/h19-yugai.pdf)

[6] バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守るために 最終報告書」

(http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/statistics/pdf/HR200700_001.pdf)

[7] 民主党「子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案骨子」

(http://www.dpj.or.jp/news/files/kodomonethouan.pdf)

[8] レイティング/フィルタリング連絡協議会「レイティング/フィルタリング連絡協議会のページ」

(http://www.iajapan.org/rfcouncil/)